場合を含む。）、住宅地区改良法第２条第６号に規定する改良住宅、小集落地区等改良事業制度要綱（昭和57年４月５日付け建設省住整発第26号）第２第７項に規定する小集落改良住宅、密集住宅市街地整備促進事業制度要綱（平成６年６月23日付け建設省住市発第46号）第２第11号に規定するコミュニティ住宅、「住宅地区改良事業に準ずる事業の取扱いについて」（昭和49年９月１日付け建設省住整発第91号）に基づき建設または購入された住宅及び改良住宅等管理要領（昭和54年５月11日付け建設省住整発第25号）第２第16号に規定する更新住宅（以下「旧法公営住宅等」という。）並びに特定借上・買取賃貸住宅制度要綱（平成７年４月１日付け建設省住備発第10号）に規定する特定借上・買取賃貸住宅（以下「特定住宅」という。）及び特定目的借上公共賃貸住宅制度要綱（平成６年６月23日付け建設省住建発第50号。以下「特目要綱」という。）に基づく特定目的借上公共賃貸住宅（以下「特目住宅」という。）のそれぞれについて次の算式によつて算定した額の合算額

算式

$(a - b) \times 12 \times 1.022 \times \alpha$

（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

a　新法公営住宅にあつては、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第３条の規定に基づき算定した近傍同種の家賃の額として国土交通大臣が調査した額、旧法公営住宅等にあつては、旧公営住宅法第12条第１項（住宅地区改良法第29条第１項において準用する場合を含む。）又は改良住宅等管理要領（昭和54年５月11日付建設省住整発第６号）第４第１項の規定に基づき算出する月割額として国土交通大臣が調査した額、特定住宅にあつては、公営住宅法施行令第３条の規定に基づき算定した近傍同種の家賃の額として国土交通大臣が調査した

場合を含む。）、住宅地区改良法第２条第６号に規定する改良住宅、小集落地区等改良事業制度要綱（昭和57年４月５日付け建設省住整発第26号）第２第７項に規定する小集落改良住宅、密集住宅市街地整備促進事業制度要綱（平成６年６月23日付け建設省住市発第46号）第２第11号に規定するコミュニティ住宅、「住宅地区改良事業に準ずる事業の取扱いについて」（昭和49年９月１日付け建設省住整発第91号）に基づき建設または購入された住宅及び改良住宅等管理要領（昭和54年５月11日付け建設省住整発第25号）第２第16号に規定する更新住宅（以下「旧法公営住宅等」という。）並びに特定借上・買取賃貸住宅制度要綱（平成７年４月１日付け建設省住備発第10号）に規定する特定借上・買取賃貸住宅（以下「特定住宅」という。）及び特定目的借上公共賃貸住宅制度要綱（平成６年６月23日付け建設省住建発第50号。以下「特目要綱」という。）に基づく特定目的借上公共賃貸住宅（以下「特目住宅」という。）のそれぞれについて次の算式によつて算定した額の合算額

算式

$(a - b) \times 12 \times 1.022 \times \alpha$

（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

a　新法公営住宅にあつては、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第３条の規定に基づき算定した近傍同種の家賃の額として国土交通大臣が調査した額、旧法公営住宅等にあつては、旧公営住宅法第12条第１項（住宅地区改良法第29条第１項において準用する場合を含む。）又は改良住宅等管理要領（昭和54年５月11日付建設省住整発第６号）第４第１項の規定に基づき算出する月割額として国土交通大臣が調査した額、特定住宅にあつては、公営住宅法施行令第３条の規定に基づき算定した近傍同種の家賃の額として国土交通大臣が調査した